

# 私と社福

いよいよ新会計基準移行への完全移行まで残り5カ月となってきました。今回は、新会計基準で新しく追加された「内部取引消去」についてお話します。  
主に「内部取引」として使用されるのは、「経理区分間繰入金費用・収入」科目かと思えます。旧基準では、この科目を使用して仕訳をきると、どんどん収支がふくらんでいき、実際の収支バランスが見づらい状態になっていました。それを新基準では、法人内部での取引は、外部の人にとっては見えなくていいものなので、相殺消去させた状態にしましょう。となりました。この「内部取引消去」には、3つのポイントがあります。

- ① 取引のレベル
- ② 消去の仕方
- ③ 予算

①について、旧基準では「経理区分間又は会計区分間繰入金費用・収入」という科目でしたが、新基準では区分けが変わっていますので科目名も違います。「事業区分間・拠点区分間・サービス区分間繰入金費用・収益」という科目を使用します。これ・・・区分が少ない法人はいいのですが、社協のように区分が多い法人は、仕訳をきる際、取引を行う相手がどのレベル(区分)なのか注意して科目を判断していかなければなりません。また、内部取引として消去処理を行う科目は「繰入金費用・収入」だけでなく、法人内での「借入金・貸付金」はもちろん、就労事業をしているところでは法人内での売買も内部取引として扱う必要がありますので注意してください!!この「内部取引消去」については、大変奥が深いので、次回に持ち越してまたたっぷりお話したいと思います(^\_^) by.カノン

## 私のオススメ

### 租税法主義とは①

税務上、問題になる争点の一つとして役員給与があります。それでは役員給与が社長に相応しい金額でなかったら法律上罰されるのでしょうか。結論は、社長が給料をいくらにしようが民法や商法では規制はありません。しかし、法人税法第34条2項を見てみたいと思います。

**法人税法第34条第2項(過大な役員給与の損金不算入)**  
「内国法人がその役員に対して支給する給与の額のうち不相当に高額な部分の金額として政令で定める金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない」

つまり法人税法では、社長の給与が「不相当に高額」な部分の金額に該当する場合は損金不算入の対象になると規定されています(損金算入否認=原則として役員に対する給与は法人の経費として控除できるが不相当に高い部分は法人税法の計算では経費として控除しない)。

例えば、役員給与を3千万円支払ってもそのうち2千万円が「不相当に高額」な場合は、1千万円しか法人税の経費として控除できないのです。ならば「不相当に高額」な残り2千万円は社長が会社に返還しなければならないのか。

上記の通り、民法や商法では社長の給与をいくらにしようが法律上規制はないので、社長の給与3千万円は私法上有効です。よって社長の所得税の計算には3千万円を収入に入れますが、法人税法では2千万円は経費として控除できないため、社長は3千万円分の所得税を取られ、法人税では1千万円しか控除できずに社長と会社を合わせると税金が増えてしまうのです。それでは、社長の給与を「不相当に高額」にしなければいいじゃないか。

今回は、この「不相当に高額」な額とは何か、をより突っ込んで見ていきたいと思います(^\_^)

by.朱莉

# SCB NEWS LETTER

秋空のようなさわやかな NEWSをお届け!!  
**第53号**  
2014年11月 発行

Japanese maple~もみじ~

11月になりました。さて、11月18日(火)に岡山商工会議所にて、セミナーを開催します。継続して利益を上げ、お金を残す企業をつくりたい経営者の方、(皆さんですね)是非ご参加ください。「未来志向で儲かる会社をつくる3つのポイント!!」…「売上を上げ!利益を出し!お金を残す!」がテーマとなっています。お申込みは、こちらからどうぞ!!→ <http://www.future-ama.com/> お願いします。



今回のテーマ  
**節電して節約しよう!**  
今月は、蛍光灯からLEDランプへの取替がテーマです。

当社(SCB)も、1階、2階、セミナールーム、屋外灯まで、すべてLEDランプに取り替えました! 安定器もだいぶ古くなって、「ブーン」とか鳴ってましたからね^^  
さて、LEDランプは、消費電力が少なく、寿命が長いので、節電メリットがあります。また、発熱が少ないため、エアコンへの負担も軽いか。  
当社の場合、約100万円の工事代金で、取替を行いました。早速、工事業者から、次のような書類が送付されてきました。

**産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち 先端設備に係る仕様等証明書**

これは、つまり「生産性向上設備投資促進税制」の要件とされている「最新モデル」「生産性向上」の要件を満たしていることの証明なんですね。ただ、当社の場合、もう一つの金額要件、「一の取得価額が60万円以上で、かつ、一事業年度における取得価額の合計額が120万円以上のもの」を満たすことができないので、こちらの即時償却は適用出来ません。しかし!LEDランプへの取替については、そもそも修繕費ではないかとの考え方があります。国税庁のHPにて、質疑応答事例を見てみると、次のように回答されています。

蛍光灯を蛍光灯型LEDランプに取り替えることで、節電効果や使用可能期間などが向上している事実をもって、その有する固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増しているとして資本的支出に該当するのではないかと考えられますが蛍光灯(又は蛍光灯型LEDランプ)は、照明設備(建物附属設備)がその効用を発揮するための一つの部品であり、かつ、その部品の性能が高まったことをもって、建物附属設備として価値等が高まったとまではいえないと考えられますので、修繕費として処理することが相当です。

ということで、LEDランプへの取替は、修繕費として費用計上(損金処理)が可能です^^

このほか詳細な内容は、私どもSCBスタッフに、お気軽にお問合せください。 by.えびき

**FAGIANO** ファジアーノ  
我がまち岡山にファジアーノがある幸せ

さあ、いよいよ今シーズンも、ファイナル!!  
果たして、このニュースレターが届く頃には、どんな結果になっているのか!最後まで、諦めずに、共に戦おう!  
**「ファジアーノ!」** by.えびき

第41節	11.15(土)	対ロアッソ熊本	14:00	カンスタ(H)
第42節	11.23(日)	対カターレ富山	14:00	富山競技場(A)

株式会社 創明コンサルティング・ブレイン  
SCB 公認会計士・税理士 宮崎 会計事務所

〒702-8002 岡山県岡山市中区桑野713番地10  
TEL (事務所) 086-274-8188 (会社) 086-274-6177  
FAX 086-274-8187  
HP <http://s-cb.jp/> E-mail [info@s-cb.jp](mailto:info@s-cb.jp)

**SERVICE MENU**

- 税務コンサルティング
- 経営コンサルティング
- 財務分析サービス
- 会計コンサルティング
- 保険労務コンサルティング
- 各種セミナー・勉強会開催
- 将軍の日セミナー(中期経営計画策定支援サービス)



# 活用法!

第49回目  
by.SCB経営塾

## 儲かる会社になるための management plan 「経営計画」の作り方



「常に明日への不安がある…」社長なら誰でも同じ悩みを持っています。その最も効果的な解決方法は「経営計画」を立てることです。「我が社が生き残るための道具」と言われる「経営計画」の作り方をみていきましょう。

### 「目標」なくして「経営」なし

### 「目標」とは「手に入れた結果」のこと

経営計画の大家である一倉定先生が言われた言葉です。まさに会計も「過去会計」から「未来会計」へのシフトが求められています。



### でも… 経営計画を立てても意味がないのでは?

「経営計画を立てても意味がないのではないか?」という意見も決して少なくないと思います。いろいろな理由があると思いますが、大きく分けて次の2つではないでしょうか。

1  
(意味がないと  
思ってしまう理由  
その1)

将来のことは  
雲をつかむようで  
分からないから



2  
(意味がないと  
思ってしまう理由  
その2)

現実には  
計画通りに  
いかないから



来月は、この2つの理由について考えてみたいと思います。

by.カイ

## 年末調整

今年も残り、2か月となってきました。もう少ししましたら、年末調整の時期になります。そこで、H26年度の年末調整の改正点の一部をお伝えしたいと思います。平成26年10月の官報に通勤手当の非課税について改正がありました。具体的には右記の表になります。

この改正の施行は平成26年10月20日からとなり、H26.4.1以降に支払われる通勤手当から適用となります。しかし、既に支払った通勤手当については、給与の再計算処理は必要はありません。**H26年度の年末調整で精算されることとなります。**

今回のニュースレターに、年末調整での「源泉徴収簿の記載例」を折り込みしています。ご注意ください。

片道の通勤距離	1ヶ月あたりの限度額	
	改正前	改正後
2キロメートル未満	全額課税	全額課税
2キロメートル以上10キロメートル未満	4,100円	4,200円
10キロメートル以上15キロメートル未満	6,500円	7,100円
15キロメートル以上25キロメートル未満	11,300円	12,900円
25キロメートル以上35キロメートル未満	16,100円	18,700円
35キロメートル以上45キロメートル未満	20,900円	24,400円
45キロメートル以上55キロメートル未満	24,500円	28,000円
55キロメートル以上		31,600円

by.ふぐ

### クリスマスホーリー (西洋ヒイラギ)

モチノキ科の常緑樹。クリスマスホーリーやチャイニーズホーリーなどと呼ばれ、赤い実とつやのある緑葉のコントラストが美しく、クリスマスのリースなどに使われます。和名に「ひいらぎ」とありますが、ひいらぎはモクセイ科のまったくの別物だそう。とがった葉など見た目が似ているので、その名がついたのでしょうね。花言葉は「将来の見通し」。明るく晴れやかなものになりますように!

by.うさぎ

### 歴史探訪⑩ 萩編 後編

前回の続きです。お昼を食べた後は自転車で藍場川沿いにある旧湯川家武家屋敷へ。途中に高杉晋作生家を訪れたりしながら無事到着。このお屋敷は川の水を邸内に引き込んだ流水式の池泉式庭園を作り、そのまま生活用水にも利用。家屋内にもハトバと呼ばれる台所の洗い場まで流水が引き込まれている。ハトバには鯉が飼われていて、その鯉が生ゴミを食べて水を汚さないように工夫されている。まさにお見事と言いたくなる仕組み。先人の智恵に感心することひとしきり。あたりを見回すと現在の民家も同じ手法で川の水を引き込み生活している様子。環境問題に配慮した生活の様子が見て取れました。

萩にはこの他にも松下山塾や菊屋と呼ばれる古い商家など書ききれないくらいたくさん見所が満載でした。お土産には釉葉の美しさに惹かれて萩焼の茶器を一揃購入。自宅に戻ってその茶碗でお茶を飲むといつものお茶も一味違って感じられて「あー 美味し。」

by.さくら

## レッツ フィリピン! タガログ語講座

Hebe's eye

先日、フィリピンに行ってきました! やっぱ治安が良くないことと、タクシーがぼったくってくる(本当にふっかけられます)を考えるとなかなか怖いですね。そんなフィリピンですが、タクシーに乗った時に陽気なドライバーさんがタガログ語について教えてくれました。ド「アリガトー ミーン サンキュー ミーン ○△◆=■×□!!!」 H「ん??」

ぜんぜん聞き取れませんでしたね。ええ。悔しいので覚えましょう。まずは簡単な【あいさつ編】です。

**おはよう** 「Magandang umaga. (マガンダング ウマガ)」  
**こんにちは** 「Magandang tanghali. (マガンダング タングハリ)」11:00~13:00

「Magandang hapon. (マガンダング ハーボン)」13:00~

こんにちはは2種類あります。

**こんばんは** 「Magandang gabi. (マガンダング ガビ)」

- 【よく使えそう編】
- ありがとう** 「Salamat. (サラマツトウ)」
  - おいしい** 「Masarap (マサラップ)」
  - 綺麗** 「Maganda (マガンダ)」
  - 元気?** 「Kumusta ka? (クムスタ カ)」
  - ごめんなさい** 「Pasensya ka na. (パセンシャ カナ)」

【※絶対に覚えておいた方がいい言葉】

**高い!** 「expensive! (エクスペンシブ!)」英語  
「Mahal naman! (マハル ナマン!)」タガログ語

以上、いかがでしょうか。私が言いたいことは一つだけです。「高い!」だけは覚えておきましょう。英語でもいいです。じゃないと際限なくぼたくられます。あとタクシーに乗るときは「メータータクシー?」って聞かないとだめですよ! それでは~

by.Hebe